

社会福祉法人東金市社会福祉協議会

表 彰 規 程

（目的）

第1条 社会奉仕活動を行い社会福祉の増進に顕著な功績のあった者に対し、表彰又は感謝の意を表することにより、その功績に報いるとともに社会福祉の精神の高揚を図ることを目的とする。

（表彰、感謝の方法）

第2条 この規程による表彰又は感謝は、東金市社会福祉大会において行う。

2 このほか必要な都度行うことができる。

第3条 表彰又は感謝は、会長名の表彰状又は感謝状を該当者に贈呈して行う。

（表彰の対象）

第4条 長年にわたって、社会奉仕活動を続けその功績が顕著であり、将来も当該活動を継続すると認められる個人及び団体とする。

（感謝の対象）

第5条 社会奉仕活動を行い、社会福祉の増進に顕著な個人及び団体とする。

（表彰該当の資格）

第6条 表彰に該当する者の資格は、次の各号の定める条件を具備する者とする。ただし、既往において表彰を受けた者を除く。

- （1）地域福祉活動者 地域福祉の増進に特に功績があり、おおむね10年以上にわたり活動をしている個人及び団体
- （2）民生委員児童委員 その在職期間が7年以上（在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する）の者
- （3）社会福祉協議会関係者 市社協役員（理事、監事）、評議員、地区社協会長、福祉活動推進員の在任期間が5年以上の者
- （4）社会福祉団体役員 その団体における会長、副会長、会計、監事等の在任期間が5年以上の者

（感謝該当の資格）

第7条 感謝に該当する者の資格は、表彰の対象外の者で次の各号に定める条件を具備する者とする。

- （1）地区社協会長退任者（過去に表彰を受けた者を除く）
- （2）福祉活動推進員退任者（過去に表彰を受けた者を除く）
- （3）社会福祉協議会事業協力者 市社協事業に対する協力が顕著な個人及び団体
- （4）多額の金品寄付者 市社協及び地区社協に多額の金品を寄付した個人及び団体

（候補者の推薦）

第8条 地区社協会長及び関係機関は、この規程に定める表彰又は感謝に該当する者を候補者として会長に推薦するものとする。

（表彰審査委員会）

第9条 表彰又は感謝該当者を審査するため、表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 関係行政機関 1 名

(2) 理 事 3 名 (会長、副会長)

(3) 評議員 2 名

3 委員会に委員長を置き副会長の職にある者がこれにあたる。

(表彰、感謝の決定)

第 10 条 会長は、委員会の審査結果に基づき表彰又は感謝該当者を決定し、本人に通知するものとする。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2 社会福祉法人東金市社会福祉協議会表彰規則及び表彰要綱は廃止する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

被表彰候補者推薦調書

1.地域福祉活動者 2.民生委員児童委員 3.社会福祉協議会関係者 4. 社会福祉団体役員

ふりがな 氏 名		男 ・ 女	生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日
職 業			活 動 期 間	年 カ月間
本 籍 地				
現 住 所				
電 話 番 号				
経 歴 概 要	(社会福祉に関するもののみ記入すること)			
功 績 概 要	(功績を具体的かつ詳細に記入すること)			
表彰受賞歴	(受賞期日の順序に従い記入すること)			
参 項 事 項				

年 月 日

推薦者職氏名

印

社会福祉法人東金市社会福祉協議会長